

おしらせ

information

社明募金のご協力 ありがとうございました

7月に実施いたしました「社会を明るくする運動募金」は、村民皆様の善意とご協力により、総額304,510円集まりました。

尊い浄財は、群馬県社会を明るくする運動実施委員会を通じて、青少年の健全育成に充てられます。

ご協力いただきました皆様には、厚くお礼申し上げます。

高山運輸倉庫(株)様より 善意のご寄付がありました

去る8月12日高山ゴルフ倶楽部において、高山運輸倉庫株式会社様のゴルフコンペが開催され、その参加者から、村社会福祉協議会に24,972円が寄贈されました。

当会への継続的な善意に対し、衷心より感謝を申し上げます。この浄財を福祉活動事業に有効に使わせていただきます。

家屋調査の実施について(お願い)

平成27年中に、村内に家屋を新築及び増築または取り壊しをされた方は、役場税務課までご連絡ください。家屋を新築及び増築された場合には、税務課職員がお伺いし家屋調査を実施いたします。また、取り壊した家屋についても現地を確認させていただきます。この調査は固定資産の課税基礎となる調査です。

●連絡・問い合わせ

高山村役場 税務課 ☎63・2111

(内線31・32)

一般法人日本善行会から

高山村社会福祉協議会に

5万円が寄贈されました

去る7月20日伊香保国際カントリークラブにおいて、日本善行会群馬県北毛支部・第15回チャリティゴルフ大会が開催され、地域福祉にご理解のある方々が多数ご参加され、その収益金の中から高山村社会福祉協議会に5万円が寄贈されました。

当会への寄贈は、今回が3回目であり、継続的な善意に対し、心より感謝を申し上げます。この浄財を福祉活動事業に有効に使わせていただきます。

尚、日本善行会は、毎年チャリティゴルフ大会の収益金の中から身体障害者施設、高齢者福祉施設などに多額の寄付を行い、地域福祉に貢献されている団体であります。

チャリティーグラウンド ゴルフ大会開催について

高山村社会福祉協議会では、村民相互の親睦と地域福祉の推進を図るため、下記日程により『第20回チャリティーグラウンドゴルフ大会』を開催いたします。

この大会で寄せられたチャリティー募金は、村の地域福祉活動事業費として有効に活用させていただきます。是非、多数の皆さまのご参加・ご協力をよろしくお願いいたします。

- 日時 平成27年10月16日(金)午後12時30分開会
※雨天の場合10月17日(土)に順延となります
- 会場 高山運動公園
- 申込み 9月30日迄にチーム名・参加者氏名(記録係1名含む)・年齢をとりまとめのうえ、社会福祉協議会までお申し込みください。6人1チームとなりますが、何人でもお申し込みいただけます。

《問い合わせ》

不明な点がございましたら、高山村社会福祉協議会(☎63-2075)まで連絡をお願いいたします。

国勢調査
2015

平成二十七年国勢調査を実施します

●国勢調査は、平成二十七年十月一日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。

●平成二十七年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施いたします。調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

●今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票で回答してください。紙の調査票は、調査員に直接提出してください。

※なお、インターネットで回答いただいた世帯には紙の調査票に記入する必要はありませんので、調査員の訪問はございません。

●九月十日から、調査員が調査関係書類をお配りしますので、回答をお願いします。

●国勢調査は、統計法によって、調査票に記入して提出する義務（報告義務）を定めています。

●調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。



〈国勢調査コールセンター〉 ※IP電話の場合
03-4330-2015

 0570-07-2015

■設置期間／平成27年8月24日から10月31日まで
■受付時間／午前8時～午後9時（土・日・祝日にもご利用になれます）

※おかけ間違いのないようご注意ください。※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律で市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合は、それぞれ所定の通話料金となります。※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

総務省・都道府県・市区町村

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

●10月から順次 通知カードが送付されます

マイナンバーは、住民票を有する全ての人が1人1つ持つ12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するための社会基盤として整備されます。

10月から住民票を有する全村民に「通知カード」が住民票の住所地に送付されます。また、通知カードと一緒に送付される交付申請書を提出することで、平成28年1月以降に「個人番号カード」が交付されます。

●通知カード(紙製、全村民)

マイナンバーをお知らせ・証明するためのカードです。氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されますが、顔写真が入っていないので、身分証明書にはなりません。社会保障等の手続きで利用するには、併せて顔写真付きの身分証明書が必要になります。

通知カードは、個人番号カードの交付時に役場に返納します。



●個人番号カード(プラスチック製、希望者)

氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載され、顔写真も入るため、このカード一枚でマイナンバーの証明書にも本人確認のための身分証明書にもなります。また、ICチップが搭載されるので、電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)等の電子申請も行えます。



●やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることが出来ない方へ ※通知カードは転送されません

- 東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難されている方
- DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- 一人暮らしで、長期間医療機関や施設に入院・入所されている方
- 上記以外の方で、やむを得ない理由がある方で申請が認められた方には登録された居所に通知カードが届きます。



●登録申請に必要なもの 登録期間：8月24日～9月25日（持参又は必着）

申請書・申請者の本人確認書類(運転免許証など)・居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)

※代理人が申請する場合は、委任状などの代理権を証明する書類と代理人の本人確認書類も必要です。

申請書は、お近くの市町村、総務省ホームページなどで入手又はダウンロード頂けます。

《マイナンバー制度の詳細》 内閣官房ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
 《問い合わせ》 マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178 (平日9:30~17:30)
 又は役場住民課 ☎63-2111

「無料法律相談」実施

群馬弁護士会主催による一斉無料法律相談会を実施いたします。

サラ金・ヤミ金等でお困りの方、相続の問題や離婚等で弁護士のアドバイスが欲しい方、交通事故に遭われてお困りの方、土地の境界でお困りの方等に適切な法的アドバイスをいたします。

無料法律相談会は次のとおり実施されます。

- **日時** 平成27年10月1日(木) 午後1時～4時まで
相談時間1人約30分
- **場所** 高山村役場 2階会議室
- **費用** 無料
- **申込方法** 相談を希望される方は、事前予約が必要です。予約のない方や当日予約の方の受付はいたしませんので注意してください。

秘密は厳守いたします。お気軽にお申し込みください。

詳しくは役場総務課までご連絡ください。
☎63-2111

特定健診・がん検診結果説明会のお知らせ

7月29日(水)～31日(金)に行われた特定健診・がん検診結果説明会を、下記のとおり実施します。なお、健診結果はどここの会場でも受け取ることができます。都合に合わせてお出かけください。

● **実施日** 平成27年9月17日(木)
受付時間 午前10時～11時
会場 関田住民センター

● **実施日** 平成27年9月17日(木)
受付時間 午後2時～3時
会場 原住民センター

● **実施日** 平成27年9月18日(金)
受付時間 午前9時～午後7時
会場 高山村保健福祉センター

吾妻東部衛生センターからのお願い

最近、回収されたごみの分別作業中に、散弾実包とみられる弾が発見されました。

ごみとして猟銃の弾(散弾実包・ライフル弾のいずれれも)を捨てる行為は、火薬類取締法で処罰されることとなりますので絶対に捨てないでください。

使用していない弾を発見した場合は、吾妻警察署に連絡するか銃砲店で処理の依頼をしてください。

ごみの正しい分別にご協力をお願いいたします。

● 問い合わせ

吾妻東部衛生センター

☎75・2099

吾妻警察署

☎68・0110



たかさき消防共同指令センターの運用スタート

現在、吾妻広域消防本部で受信している119番通報は、12月から『たかさき消防共同指令センター』で受信することになります。今回、同センターの概要などを紹介いたします。

「たかさき消防共同指令センターの概要」

同センターは、県北西部に所在する6消防本部の消防指令事務(119番通報の受信、消防車や救急車の出動指令、無線の統制等)を、共同で処理するための施設です。最新の情報通信機器を導入したことにより、短時間で消防車や救急車を出動させ、消火力の強化・一元化を図り、特殊災害や大規模災害発生時においてもスムーズな消防活動を可能とします。

「119番通報の方法は変わりません」

12月から、119番通報の受信場所を『吾妻広域消防本部』から『たかさき消防共同指令センター』へ切り替えますが、119番通報の方法に変更はありません。

ただし『たかさき消防共同指令センター』は吾妻郡を含む6の消防本部が管轄する地域の119番通報を受信することになりますので、通報時、**災害発生場所の住所は吾妻郡から伝えてください。**

詳細につきましては、今後の広報誌にて紹介させていただきます。

● 問い合わせ

☎0279・68・0213 吾妻広域消防本部 総務課

平成27年 秋の全国交通安全運動が実施されます 9月21日(月)～9月30日(水)



サブスローガン 「夕暮れや 夜道の歩行は めだつ服」

これからは日没時間が早まりますので、
運転者→日没30分前の“ぴかっと”早めのライト点灯をしましょう。
歩行者→「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るく目立つ色の服や反射材等を着用しましょう。
家庭では、子供や高齢者が出掛ける時には、車等に注意するよう『あたたかい声かけ』をお願いします。

※吾妻地区交通安全大会 9月23日(水)10:00～12:00
於東吾妻町コンベンションホール

◎群馬県警察音楽隊・東吾妻中学校吹奏楽部による演奏があります。
一般の方も入場できますので、是非ご来場ください。

「第2回たかやま真田道城址めぐり」開催について

好評につき、第2回の開催が決定しました。来年のNHK大河ドラマ「真田丸」放映決定にあたり、高山村ガイドボランティアア主催の村内真田道城址をめぐるイベントを行います。



中山城址、尻高城址、並木城址の3カ所を回りますので、この機会に是非ご参加ください。

真田氏に対して城を守り、行動を共にして戦国時代を生き抜いた尻高氏・中山氏の歴史を探りに行きませんか？

●開催日 平成27年9月26日(土)小雨決行

●出発 午前9時30分 道の駅中山盆地

●持ち物 飲み物、軍手、雨具(雨天時)、お持ちの場合 登山靴・杖

●参加費 1000円(昼食代、保険料込み)

●コース 並木城址↓尻高城址↓昼食(道の駅)

↓中山城址

●定員 25名

※尻高城址は標高690mで坂道が多い為、体力に合わせてご参加ください。また、滑りにくい靴をご用意ください。

●締め切り 9月18日(金)

●問い合わせ 高山村ガイドボランティア事務局(役場地域振興課内) ☎0279・63・21

11 FAX 0279・63・2768

みんなの広場

たかやまの文壇

(文化協会俳句部)

「七月句会」

梅雨寒や点滴台の軋む音
病にも先達ありし雲の峰

耀子

降りしきる雨をとどめず立葵
子供等の声の明るき青田道

あきを

さくらんぼ含めば気分も少女めく
恋蜜闇を溶かして舞いにけり

泰枝

初もぎのインゲン五本供えけり
とらの尾の思い思いに語りあい

幸子

傘寿とはかくなる体か梅雨なかば
ちちははに預けておきしメロンかな

朝郎

青すだれ句の添削や病んでおり
風知草友のくせ字のなつかしき

節子

蚕明りの途絶えて久し父母遠く
深緑の冴えたる景色雨後の里

キヨ子

ケンケンと妻子呼んでるキジの父
逃げる蛇追いかける猫爪凄

青空

夏の空空襲のない七十年
冷奴器小さく老夫婦

昭典

国民年金



国民年金保険料

「10年の後納制度」は

9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日までをもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要で、詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(☎0570・011・050)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

人口と世帯数

(8月1日現在)

	人口	3,811人	(-19)
	男	1,878人	(-9)
	女	1,933人	(-10)
	世帯数	1,331世帯	(-4)

※()内は、前月との比較

納税等

★印が9月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道使用料
4月			●				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				★	★	★	★
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				●	●	●	
3月				●	●	●	●



税金は 社会を支える あなたの会費